

令和元年 10 月 24 日

2019 自治労現業・公企統一闘争に関する要求に対する回答

- 教育委員会事務局 -

番号	1
項目	労使関係については「労使対等の原則」「労使自治の原則」「相互不介入の原則」「相互理解の原則」等にもとづき労働組合法をはじめとした関係諸法令を遵守すること。
(回答) 良好な労使関係を構築していくためには、労働基準法などの関係諸法令や本市の条例等について、労使対等の立場で双方が遵守していくことが必要であると認識しております。 大阪市労使関係に関する条例第3条並びに平成25年3月22日に双方で合意しました「確認書」に基づく交渉事項につきましては、労使合意に向けた十分な期間の確保に努めるとともに、誠意をもって交渉してまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務職 教職員給与・厚生担当

番号	2
項目	管理作業員職場において、自治体直営を基本とし、業務実態に基づく適正な要員配置を行うこと。<u>また、すべての勤務労働条件の変更について労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。</u>
(回答) (下線部のみ回答) 管理作業員の勤務労働条件につきましては、平成 19 年 5 月 16 日付 教委校(全)第 19 号「管理作業員の標準的な職務内容について」におきまして通知させていただいているところです。 (要員配置について) 要員配置につきましては、厳しい財政状況や他都市の状況と比較・検討した結果、さらなる見直しを求められていることから、学校園については 1 名を基本とした単数配置への見直しに順次着手しております。 1 名配置とした時の職務内容については、「管理作業員の単数配置に伴う学校環境整備業務について」(平成 31 年 3 月 15 日付け 事務連絡)において、管理作業員が配置されている全校園に通知しております。 教育委員会といたしましては、子どもたちが安心して快適に過ごせる教育環境整備について直営を基本とした姿勢をふまえつつ、行政責任を明確にし、今後とも単数配置校等の実情を精査し、管理作業員が職務を効率的・効果的に行えるような業務執行体制を構築してまいり所存です。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当(管理G)

番号	3
項目	「労働基準法」および「労働安全衛生法」を遵守し、安心して安全な職場環境の充実・改善をはかり、公務災害・労働災害を一掃するための対策を講じること。
(回答) 教育委員会といたしまして、職場における事故や災害を未然に防止し、管理作業員の安全と健康を確保するためには、より有効な安全衛生管理体制を構築する必要があると認識しております。教育委員会では、労働安全衛生に関する事項について調査・審議し、職場環境の改善・充実を図るために「大阪市管理作業員労働安全衛生委員会」（以下「労働安全衛生委員会」という。）を設置し、さらに、「労働安全衛生委員会」が付託する事案の調査・検証を行い「労働安全衛生委員会」に報告することを大きな責務として「大阪市管理作業員労働安全衛生委員会小委員会」を設置しており、引き続き、定期的を開催するとともに機能強化を図っております。 「労働安全衛生委員会」のこれまでの取組みといたしまして、公務災害発生についての原因や再発防止策について協議を行うなどし、公務災害の未然防止等のため、平成 21 年 12 月に「安全作業の手引」を発行し、その後、単数配置校園や単数勤務時、高所作業時の安全確保等にかかる必要事項について、随時改正を行ってまいりました。しかしながら昨年度には公務災害 6 件・通勤災害 3 件、今年度はこれまで公務災害 5 件・通勤災害 0 件と依然として災害が発生している状況となっております。中でも、業務主任制度要綱に具体的役割として、公務災害防止対策を推進する事が明記されている主任が当事者となり被災する事案が発生しており、公務災害を防止し労働安全体制の機能強化を図るため「労働安全衛生委員会」で協議し、令和元年 7 月 8 月の「管理作業員夏季研修会」と、8 月の「業務監理主任・業務主任研修会」で、労働安全衛生に関する専門的な知識をさらに習得していただくため外部講師を招聘した研修と、公務災害防止についての研修を行いました。 また、管理作業員は屋外など暑い場所で業務を行っており、熱中症の対策が必要であると認識しております。夏期には「こころとからだのお話」や「労安通信」において、熱中症対策について校園長に通知し、管理作業員へ周知をさせていただいておりますが、引き続き、熱中症対策にかかる校園長への周知方法の改善に努めてまいります。 さらに、「全国安全週間」「全国労働衛生週間」「年末年始無災害運動」の取り組みとして、各職場での職場点検や、「労働安全衛生委員会」による職場巡視、ポスターの掲示などを実施することで、労働安全衛生に関する意識の高揚を図り、学校園に勤務する職員の健康の	

保持増進と快適な職場環境の形成につなげるよう努めております。

今後も、労働安全衛生法等に基づき、各職場において状況や業務に即した安全管理の徹底のあり方について、「労働安全衛生委員会」で調査・審議を行い、「労安通信」等を発行して公務災害の防止の啓発活動に努めていくと共に、安全衛生管理体制が円滑に運営されるよう、校園長に対し助言・支援してまいります。

引き続き、現業管理体制において労働安全衛生の役割を担う主任への公務災害防止のための研修や、技術の向上、作業内容の平準化を目的とした座学式の研修を行い、安全衛生管理体制の充実強化に努め、安全と健康の維持・確保に向けた取組みを進めてまいります。

担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（福利G）
----	------------------------------

番号	5
項目	賃金サンセスをはじめ民間企業給与データを活用した公民比較は、技能職員との業務実態と比べて正確性を欠くことから、単純比較を行わないこと。また「市政改革プラン 2.0」などに基づく技能労務職給料表の改悪は行わないこと。
(回答) 公民比較および技能労務職給料表の改定にあたりましては、本市全体の動向を注視してまいりたいと思います。	
担当	教育委員会事務職 教職員給与・厚生担当

番号	8
項目	災害発生時の避難拠点となる学校園施設における管理作業員の役割を明確にすること。
(回答) 教育委員会といたしまして、平成 30 年 1 月 9 日付教委校（全）第 46 号を通知し、自校園の「大規模災害時初期対応マニュアル」の作成を各校園長に指示しており、各校園で作成する「大規模災害時初期対応マニュアル」では全教職員の役割分担等を明記することとしております。 各学校園においては、災害発生時について管理作業員を含めた教職員の力が十分に発揮できるよう、必要な体制・対策の構築に努めているところです。また、災害時における勤務労働条件につきましては、十分な労使協議を行ってまいりたいと存じます。	
担当	教育委員会事務局 総務部 総務課（総務G） 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理G）

番号	9
項目	学校現業労働者に対する職業差別を撤廃し、賃金労働条件をはじめ、あらゆる差別的な制度を廃止および改善をはかること。
(回答) 本要求の趣旨につきましては、きわめて重要なことであると認識しているところです。 学校園には、様々な職種の方々が勤務されており、子どもたち、学校教育の充実のために、それぞれの役割を果たされているところであります。 私どもとして、研修の実施やあらゆる機会を通じて、今後も指導・啓発に努めるとともに、学校教育の更なる充実をはかるため、管理作業員等、皆様方の担っている役割、職務等について、特に、学校管理職に対して、より一層の徹底を図ってまいりたいと存じます。 制度の廃止・改善にあたり、賃金・勤務労働条件等、交渉に関する事項につきましては、市全体の動向を見ながら、誠意をもって交渉してまいります。 また、あらゆる差別的な制度への対応についてであります。差別事件・差別事象を発生させないことが何よりも重要であると認識しているところであり、差別事象についての確認、指導等、速やかな対応をはかってまいります。	
担当	教育委員会事務職 教職員給与・厚生担当